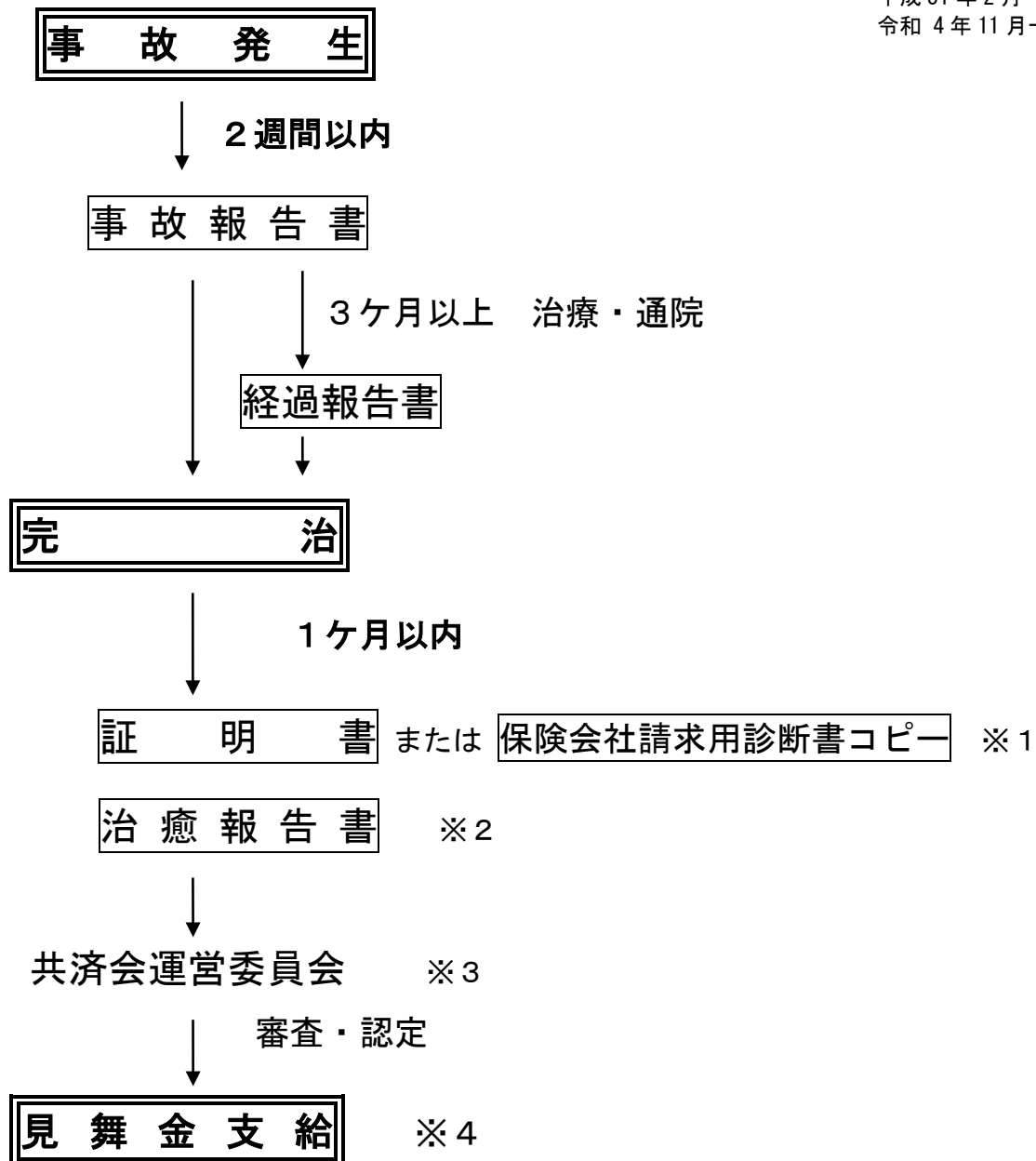


事故発生から見舞金支給まで

平成 24 年 2 月改正
平成 31 年 2 月一部改正
令和 4 年 11 月一部改訂



※1 … 緊急で最寄りの医院にて初診治療し、その後近隣の医院へ転院した場合
初診治療費の領収書を証明書とみなし対処する。

また 通院回数が5～10回の場合、その際の領収書(コピー可)を証明書
として代用できる。(固定ギブス着用の場合、治癒報告書特記事項欄に
着用期間を記入申告すること。)

保険会社請求用診断書がある場合、そのコピーでも可とする。但し、
通院日の記載及び病院等の証明委の印鑑があるものに限る。

※2 … 入院治療がなく 通院が5回に満たない場合、見舞金は支給されない。
ただし事務処理の都合上、治癒報告書を提出のこと。(証明書は不要)

※3 … 共済会運営委員会は不定期で開催される。(年間4回程度)

※4 … 見舞金振込完了時、連絡書が郵送される。

基本金額 : 入院－1日 3,000円 / 通院－1日 2,000円

但し、見舞金支給額には入院・通院それぞれに上限がある。また、通院
状況により減額される場合がある。その他 詳細は見舞金規程による。